

障害者活躍推進計画

令和4年6月1日

令和5年4月1日一部改正

機関名	昭和病院企業団
任命権者	昭和病院企業団企業長 坂 本 哲 也
計画期間	令和4年6月1日～令和5年5月31日
障害者雇用に関する課題	公立昭和病院においては、令和4年6月1日現在で法定雇用率（2.6％）が未達成である。今後の退職者等を見据えて、計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指し、障害者の積極的な採用活動の実施と、働きやすい環境を整備する。

目標

採用に関する目標	実雇用率：令和5年5月31日時点で法定雇用率以上
	評価方法：任免状況通報により把握、進捗管理を行う。
定着に関する目標	不本意な退職者を極力生じさせない。
	評価方法：任免状況通報時に、定着状況を把握、進捗管理を行う。

取組内容

1. 障害者の活躍を推進するための体制整備	○障害者雇用推進者として、事務局人事課長を選任する。
	○障害者職業生活相談員として選任された者（選任予定の者を含む。）については、令和4年度に開催される公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を順次受講予定。
	○障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員等を担当する人事担当が異動した場合、速やかに更新を行う。
2. 障害者の活躍基本となる職務の選定・創出	○新規採用、人事評価等定期的に面談を実施し、障害者と業務の適切なマッチングができているかの現況を把握し、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障害者からの職務に関する相談等には人事担当が随時対応し、適切な措置を講じる。
	○障害者を対象とした採用選考については、障害の特性に配慮した選考方法や適切な職務の選定を行う。
	○募集・採用にあたり、以下の取扱いを行わない。 ・「就労支援機関に所属、登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。